

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和4年7月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン柴田
柴田郡柴田町中名生字佐野34-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1号
DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目22番7号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 959台
(変更後) 500台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の位置
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) マックスバリュ南東北株式会社 24時間
DCM株式会社 午前7時30分から午後9時まで
株式会社大創産業 午前10時から午後9時まで
株式会社マックハウス 午前10時から午後9時まで
株式会社ファミリーナ 午前10時から午後9時まで
株式会社ツルハホールディングス 午前10時から午後10時まで
株式会社宮脇書店 午前10時から午後9時まで
株式会社西松屋チェーン 午前10時から午後9時まで
株式会社白牡丹 午前10時から午後8時まで

| | |
|----------------------|-----------------|
| 株式会社サン・パーク | 午前10時から午前0時まで |
| (変更後) マックスバリュ南東北株式会社 | 24時間 |
| DCM株式会社 | 午前7時30分から午後9時まで |
| 株式会社大創産業 | 午前9時から午後9時まで |
| 株式会社マックハウス | 午前10時から午後9時まで |
| 株式会社ファミリーナ | 午前10時から午後9時まで |
| 株式会社ツルハホールディングス | 午前9時から午後10時まで |
| 株式会社宮脇書店 | 午前10時から午後9時まで |
| 株式会社西松屋チェーン | 午前10時から午後9時まで |
| 株式会社白牡丹 | 午前10時から午後8時まで |
| 株式会社サン・パーク | 午前10時から午前0時まで |

4 変更の年月日

3-(1) 令和5年2月28日

3-(2) 令和4年10月31日

3-(3) 令和4年6月28日

5 届出年月日

令和4年6月27日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び柴田町役場

7 縦覧期間

令和4年7月8日から令和4年11月8日まで（ただし，閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。